

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成22年7月1日

評価者：経済労働局公の施設管理運営調整委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市生活文化会館（てくのかわさき）
指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の予約、貸出、使用料徴収 技能職者の活動拠点としての施設に相応しいイベントや自主事業の実施 会館の維持、管理、運営 など
指定管理者	名称：財団法人 神奈川県労働福祉協会 代表者：石川 菊二 住所：横浜市中区寿町1丁目4番地 電話：045-633-5410
所管課	経済労働局労働雇用部（内線：28851）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	利用者の満足感や信頼感が得られるよう「てくのコンシェルジュサービス宣言」を提唱し、アンケートや利用者懇談会等の意見を参考にサービス向上に取り組み、毎年、利用者満足度は高く、自主事業の参加者や会館利用者は計画数を上回っている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	自主事業については、技能の伝承に貢献し利用者からの人気の高い講座等を実施し、利用者の増加や、会館イメージを向上させるとともに、収支計画についても計画を達成するだけでなく、年々高い水準で目標を上回っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	常に施設、設備の点検に心がけ、防災訓練については、毎年計画通りに実施している。また、過去に不審者の発見等の問題もあったが、ダミーの防犯カメラの設置や職員による巡回回数を増やすことなどにより近年は不審者、不審物も見られなくなった。
4	さらなるサービス向上のために、こういった教訓や課題が導かれるか。	会館全体の設計の問題や、実習室等、形態から使い方が制限される等の問題により、利用者の満足を得られていない部分もあることから、利用者懇談会や行政との打ち合わせ等で、アイデアを交換し、さらに利用しやすい施設へ改善する必要がある。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	毎月の点検チェックシート等に基づき、細かな問題については、利用者懇談会の場においても、常に意見交換を行うことで、運営等についてアドバイスを行っている。
2	制度活用による効果はあったか。	（サービス面） ・制度導入後、徹底した応接、接遇の教育とお客様本位の姿勢による窓口対応等が実施され、利用率、利用収入とも増加の傾向を示している。 平成18年度41.7% 平成19年度46.7% 平成20年度50.4% 平成21年度52.9% （経費の節減） ・平成17年度 施設使用料 16,964 千円 委託料：71,834 千円（担当職員4名）（委託料-施設使用料=54,870千円=一般財源負担額） ・指定管理期間（18年度～21年度平均）指定管理委託料：45,404千円（=一般財源負担額）（担当職員3名） 年間9,466千円及び担当職員1名分の一般財源縮減効果が認められる。主な縮減要因は人件費及び施設管理経費の削減である。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	昭和44年建設のため老朽化が進んでおり、利用者から設備の改修について要望が出ている。また、技能職者からも技能の振興に資する設備を配置するよう意見が出ている。技能職者の拠点として活用するためにも費用対効果を踏まえ、建物全体の改修及び設備の追加を検討する必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	施設の設置趣旨や、利用者のニーズを踏まえ、限られた予算の中で、高いサービス内容を維持するためには、熱意と専門性を持った事業者による指定管理者制度による運営を継続することが最適である。

4. 今後の事業運営方針について

指定管理制度の導入により、運営コストの削減と、サービスの向上による市民満足度と施設利用率の向上が達成された。今後は技能職者の殿堂として、指定管理者と技能職団体、地域住民、行政が一体となって、技能職の振興及び更なる施設の活性化を目指す。